

2003年CCSBT10において採択された「違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び24メートル以上のミナミマグロ漁業許可船のCCSBTの記録の設定に関する決議」を修正する決議文案

ミナミマグロの保存のための拡大委員会は

違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び24メートル以上のミナミマグロ漁業許可船のCCSBTの記録の設定に関する決議が、2003年の第10回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBTのこの決議ではカバーされない非加盟国の24メートル未満の漁船によるミナミマグロの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、かつ、

輸入国にとって生鮮製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT 条約第8 条3（b）に従い、以下のとおり協定する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、以下を行う。
 - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がミナミマグロのIUU 漁業活動を行わないよう確保する。
 - b. 関連の法律と合致した形で、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
 - c. ミナミマグロに関するIUU 漁業の問題の進捗状況、及び、定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国のIUU 措置の実施状況をレビューする。
2. 拡大委員会は、ミナミマグロを漁獲する許可を受けた漁船（以下「漁船」または「FVs」という）のCCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されないFVsは、ミナミマグロを漁獲し、船上に保持し、転載し、または水揚げする許可を有していないものと見なされる。
3. 拡大委員会の各メンバー（以下「メンバー」という）と協力的非加盟国は、2005年7月1日までに、ミナミマグロの漁獲を許可された自国旗を掲げるFVsのリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出する。このリストには以下の情報を含める。

- 削除：全長24メートル以上
- 削除：大型
- 削除：LSFVs
- 削除：LSFVs
- 削除：2004
- 削除：LSFVs

- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称（該当する場合）
- 以前の船籍国（該当する場合）
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細（該当する場合）
- 国際無線信号符字（該当する場合）
- 船舶の形態、船体の長さ、登録総トン数（GRT）
- 所有者及び操業者の氏名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初のCCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストから成る。

4. 各メンバー及び協力的非加盟国は、当初のCCSBT 記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知する。
5. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致した形で、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じる。
6. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、以下を行う。

a) 自国のFVs がCCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国のLSFV にミナミマグロを漁獲する許可を与える。

削除：LSFVs

b) 自国のFVs が関連するすべてのCCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。

削除：LSFVs

c) CCSBT の記録に掲載されている自国のFVs が、有効な船舶登録証書及び漁獲ないし転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。

削除：LSFVs

d) 当該船舶がIUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主が当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。

e) CCSBT の記録に掲載されているFVsの所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていないFVsによるミナミマグロの漁業活動に従事または関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。

削除：LSFVs

削除：LSFVs

f) 規制または懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されているFVsの所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民もしくは法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

削除：LSFVs

7. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ5 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致した形で、2005 年の拡大委員会の年次会合に、またその後毎年、検討の結果を報告する。拡大委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、CCSBT の記録に掲載されているFVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶によるCCSBT の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

削除：2004

削除：LSFVs

8. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、CCSBT の記録に掲載されていないFVsによるミナミマグロの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。

削除：LSFVs

b) ミナミマグロ統計証明に関するCCSBT の保存・管理措置の効果を以下により確保する。

i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されているFVsについてのみ統計証明書を発給する。

削除：LSFV

ii) メンバー及び協力的非加盟国は、FVsによって漁獲されたミナミマグロが、あるメンバーの領土に輸入されたとき、CCSBT の記録に掲載された船舶について証明された統計証明書を伴うことを義務付ける。

削除：LSFVs

iii) ミナミマグロを輸入するメンバー及び協力的非加盟国並びに船舶の旗国は、統計証明書の偽造や誤記載が発生しないよう協力する。

9. 各メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されていないFVsがミナミマグロの漁獲ないし転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知する。

削除：LSFVs

10. a) パラグラフ8 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がミナミマグロを

漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

b) パラグラフ8 で言及された船舶の旗が判定できない、又は非協力的非加盟国である場合、事務局長は、拡大委員会による将来の検討のために、そのような情報をとりまとめる。

11. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関と共に、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU ~~FVs~~ のミナミマグロ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

削除 : LSFV

12. 拡大委員会がパラグラフ8 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会とメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適應するための十分な時間を与える。また、拡大委員会とメンバーは、非締約国がメンバーもしくは協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。